
第5章

開発援助における障害分野の取り組み



車椅子スポーツを教える青年海外協力隊員（シリア）。(写真提供：JICA、逢坂慎一)

1. JICAの取組み

独立行政法人国際協力機構
人間開発部社会保障チーム
木下 真理子

はじめに

JICAは、日本における技術協力の実施機関として、ODA（政府開発援助）事業を実施している。障害者支援分野においては、技術協力プロジェクト、専門家派遣、研修員受入、青年海外協力隊事業など様々な形態で取り組んでいる。本節では、JICAの障害者支援の取組みの経緯とその戦略、個々の協力事業についてみていくこととしたい。

JICAによる障害者支援事業の説明に入る前に、わが国の政策との整合性について若干言及する。日本では、1980年代、「国際障害者年」、「国連・障害者の十年」を契機として、「障害者対策に関する長期計画」や「障害者プラン」などを策定し、国内における障害者支援政策の整備を進めるとともに、開発援助において障害者に対する配慮を行うことや、アジア太平洋地域における国際協力に積極的に取り組むこと等を定めている。また、「ODA大綱」(1992年、2003年改訂)中に、障害者への十分な配慮の必要性を明記し、さらに「ODA中期政策」(2005年2月改訂)においては「人間の安全保障」の視点を重視する考えを打ち出している。『人々を中心に据え人々に確実に届く』などの理念を持つ「人間の安全保障」の視点からも、障害者支援の課題には積極的に取り組むべきと考えられている。

1-1. JICAによる障害者支援の取組みの経緯

JICAによる障害者支援分野の協力は1976年、青年海外協力隊員（マレーシア・理学療法士）の派遣に始まり、1980年代初頭からは研修員受入、無償資金協力、技術協力プロジェクト（旧・プロジェクト方式技術協力）が次々と実施された。医療、教育、職業及び社会の各リハビリテーション分野の人材育成、障害者団体・指導者の育成や福祉器具（義肢装具等）の製作技術の向上といった分野での協力が行われ

た。また、アジア太平洋障害者の十年（1993-2002）が開始され、障害者を取り巻く環境や支援の重要性に関する認識の高まりを受けて、90年代後半から調査研究「障害者の国際協力事業への参加（フェーズⅠ、Ⅱ）」や特定テーマ評価調査（タイ・障害者支援）、有識者による「障害者福祉検討会」を通じ、それまでのJICAの障害者支援の取組みを見直すとともに、より効果的な協力のあり方について検討を重ねた。その結果、2003年には課題別指針「障害者支援」を策定し、JICAの障害者支援事業におけるガイドラインとするとともに、「障害者支援」課題別支援委員会を設置し、障害当事者を含む外部有識者から助言を得られる体制を整えた。

さらに2004年には、JICA内に障害者支援を包括的に扱う部署を設置し、海外における協力プロジェクトの実施運営およびJICA事業における障害者の主流化（以下、メインストーリーミングとする）を一元的に推進することとした。

1-2. 障害者支援の目的と基本方針

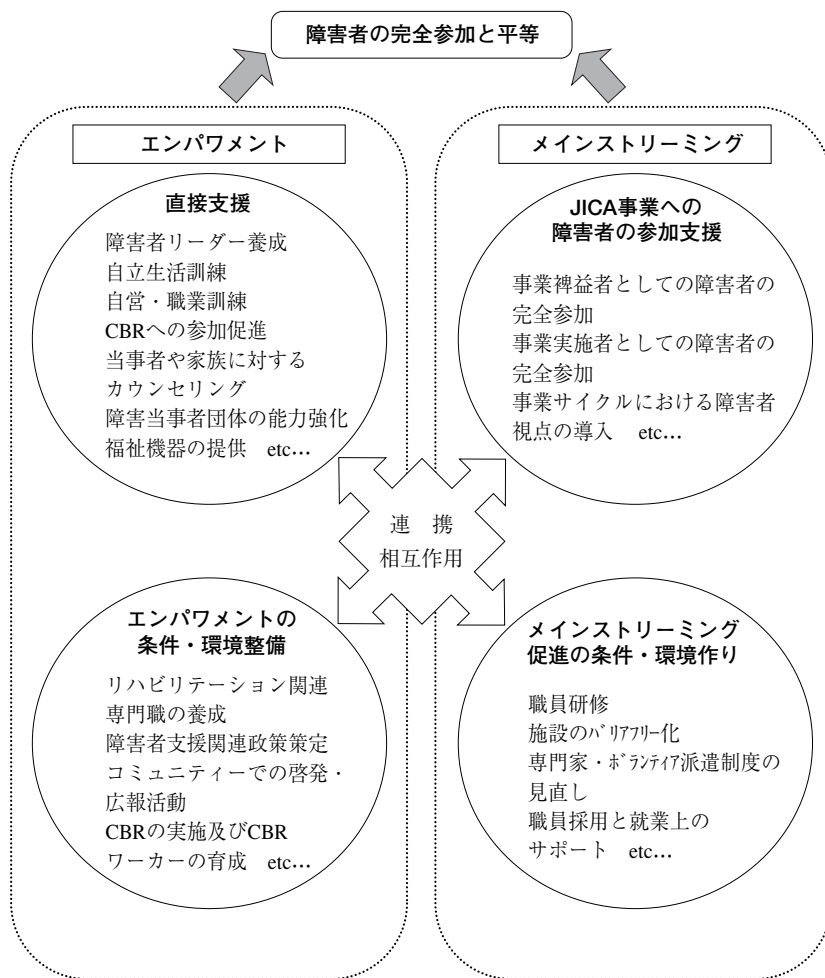
JICAにおける障害者支援の目的は、「JICAが事業を実施する途上国において障害者の『完全参加と平等』が実現できるよう支援すること」である（JICA、課題別指針「障害者支援」、2003年）。それを実現するために、ツイントラックアプローチを基本方針に掲げている。すなわち、「エンパワメント」と「メインストーリーミング」を両輪で進めていくというアプローチである（表1）。

1）エンパワメント

障害者支援分野において、「エンパワメント」とは、「社会的に不利な状況に置かれた人々のハンディキャップやマイナス面に着目して援助するのではなく、長所・力・強さに着目して援助することでサービス利用者が自分の能力や長所に気付き、自信を持ち、ニーズを満たすべく主体的に取り組めるようになることを目指す理念」と定義されている。

そうした一般的な定義を踏まえ、JICAにおける障害者のエンパワメントは、貧困削減分野でも採用している5つの能力（基礎的能力、社会的能力、経済的能力、政治的能力、危機対応能力）を障害者やその家族、コミュニティが状況に合わせな

表1：障害者支援へのアプローチ概念図
 (出典；JICA課題別指針「障害者支援」より一部修正)



がら開発していく過程を指すとしている。そしてエンパワメントのために、「直接支援」「条件・環境整備」の2つの取組みを並行して実施している。

すなわちエンパワメントといった場合の対象者は障害者自身やその家族であるが、このようなエンパワメントの過程を支援するには、各国の政府の方針に配慮し、リ

ハビリテーションを担う人材の養成、障害者支援に係る政策策定、市民への啓発活動といった「条件・環境」にあたる部分での協力も必要不可欠である。これらの支援は、障害者の生活の質（QOL）を高め、自己選択の選択肢を広げ、参加を阻害する数々の障壁を除去し、エンパワメントされた障害者の社会活動への完全参加を保障する体制をつくりあげることが可能にする。

直接支援に関するものとしては、障害者リーダー養成、自立生活訓練、自営・職業訓練、CBRへの参加促進、当事者や家族に対するカウンセリング、障害当事者団体の能力強化、福祉機器の提供などがあげられる。

条件・環境整備に関するものとしては、リハビリテーション関連専門職の養成、障害者支援関連政策の策定、コミュニティでの啓発・広報活動、CBRの実施及びCBRワーカーの育成などがあげられる。

特に後者のアプローチ、「条件・環境整備」に関連して、従来は医療リハビリテーション型の事業が中心であり、医療施設やリハビリテーション施設を拠点とし、派遣される専門家もリハビリテーション専門医等専門職がほとんどであった。しかし、医療モデルと社会モデルに関する議論が国際的にも熟してきていることをJICAも認識し、近年はCBRや当事者の参加や主体性により軸足を移した事業のやり方を模索しつつある。途上国側でもCBRに対する関心が徐々に高まっているように見受けられる。ODAによる国際協力事業は基本的に途上国の主体性を重視する要請主義をとっているが、平成18年度の要望調査においては4か国（インド、パキスタン、シリア、コスタリカ）からCBR活動を含む協力要請があがってきている。前述のAPCDによる啓蒙・ネットワーク活動もその一因であると考えられる。また、医療リハビリテーションを中心としているプロジェクトにおいても、地域での活動の内容に含めるなどの取り組みを並行して実施している（チリ「身体障害者リハビリテーションプロジェクト」など）。

2) メインストリーミング

ここでは、エンパワメントと並ぶもうひとつの柱である、メインストリーミングについてみていくこととする。

JICA事業における障害者支援のメインストリーミングとは、障害者の視点を全て

の協力形態、事業サイクル、分野に組み込むという考え方で、このことによって、全ての開発課題において、計画策定、実施・モニタリング、評価に障害者が参加できるようにすることを目指す。全ての事業に障害者支援の視点を含めること及びJICAの組織内部における障害者のメインストリーミングの2つに大別される。

前者の視点からは、以下の3つの課題に取り組む必要がある（JICA課題別指針「障害者支援」）。

1. 事業裨益者としての障害者の完全参加
2. 事業実施者としての障害者の完全参加
3. 事業サイクルにおける障害者視点の導入

このうち1、2の点は従来のJICA事業に対する反省に基づくものである。従来JICA事業では、障害者を対象とした案件を除き、障害者が裨益者を代表するグループの一つとして十分認識し対応されていなかった。例えば、就学率向上を目的とした案件において障害児の就学率の向上が考慮されていなかったり、女性の地位向上を目的とした案件において、女性障害者が裨益者に含まれていない、といった事態が見られた。また、施設建設や社会インフラ整備等の事業では、建築物のデザインによっては障害者のアクセスを困難にしている場合もあり、全ての人々のアクセスを十分考慮していないケースもある。

課題別指針「障害者支援」において、障害者を裨益者として認識する重要性の高い分野は、貧困削減、社会開発及び平和構築支援が挙げられている。貧困削減はミレニアム開発目標に掲げられ国際的にも中心的な課題と認識されているためJICAの注力している分野であり、今後CBRの視点と絡めて推進することが必要であると考えられる。また、平和構築支援では、紛争や災害後の障害者の発生に対応する支援や、精神的トラウマに対する支援などがカンボジアやボスニア・ヘルツェゴビナ、タイなどで実施されている。

また、事業の実施者としての障害者の参加促進については、事業実施側（日本側）障害者と受益国側の障害者の双方について当てはまる。たとえば障害当事者が専門家等として派遣されることを通じて途上国の障害者、非障害者に大きなインパクトを与えられることは認められているし、ロールモデルやピアカウンセリングを通じた障害当事者のエンパワメントに大きな成果をあげている。また途上国の障害者の参加については、彼らがプロジェクトの計画、実施・モニタリング、評価に参加す

ることによって、障害を持つ人たちのニーズも開発プロジェクトに反映させていくことが可能となる。これまでJICAでは障害当事者の参加は、専門家としての派遣や研修員受け入れ、調査団員としての調査参加が中心であったが、2005年度には初めて青年海外協力隊員の派遣要請に車椅子利用者を対象とするものがあるなど、障害を持つ人材の有効活用に門戸が広がりつつある。

3点目の事業サイクルにおける障害者視点の導入は、まだ完全に徹底できていないとは言えない。たとえば、国別障害情報は24か国において整備されているものの、各国ごとに毎年整理されている国別事業実施計画に必ず障害者の視点を含むに至っていないのが現状であるし、プロジェクトの立案、実施・モニタリング、評価の各段階において障害者の視点が含まれているかどうかチェックするシステムはまだできていない。しかし、全ての事業に障害者の視点を含めるといった場合に、分野ごとに求められる配慮事項等は異なってくることが想定されるため、それぞれの分野でどのように障害者の視点を取り込んでいくことができるか、という経験をプロセスとして積み上げていくことが必要だと思われる。

また、障害者支援分野ですでに実施中のプロジェクトについては、プロジェクトの立案段階から障害当事者の役割を明確に意識して実施しているプロジェクトもあり、前述のAPCDはその代表例といえることができる。通常、プロジェクトの実施にあたってその枠組みを決定するための調査団を派遣し調査・協議をすることとなっているが、APCDのケースではその調査団への障害当事者（日本側）の参団、協議へのタイ側障害者の参加を確保した上でプロジェクトの内容が決定された。こうしたことを障害分野にとどまらず他分野のプロジェクトでどのように実施するかというのが今後の課題である。

以上、JICAの協力事業におけるメインストーリーミングについて述べたが、次にJICA組織内部のメインストーリーミングについて述べる。

JICAでは2002年より年に1～2回のペースで職員研修を行い、興味関心のある職員等（施設管理者や事業への協力者を含む）を対象に国際的な障害者支援の潮流、開発と障害の考え方、基本的な介助の仕方などの普及につとめている。そうした意識改革だけでなく、物理的な障壁の除去としてJICAの所有する国内機関のバリアフリー化や情報提供手段の多様化、障害を持つ専門家や青年海外協力隊等に係わる派遣制度の見直し等を同時に実施している。

また、2005年度には職員を対象とした障害者のメインストーリーミングに関するアンケートを行い、今後のメインストーリーミングの進め方に関する有用な示唆を得ることができた。すなわち、職員の多くは障害者に対する支援の重要性について認識しており、なんらかの形で自身の現在実施している事業（障害者支援分野以外も含む）にも障害者を裨益者として取り込んでいくことが望ましいと考えてはいるものの、具体的にどのような取組みをすればよいのかわからないというものである。この点について今後職員研修などの場を通じてより具体的に議論を重ねていく必要がある。

1-3. 現在実施中のプロジェクトの概要

現在JICAでは5件の技術協力プロジェクト、1件の個別専門家派遣、14件の研修

表2：2005年度実施案件一覧

技術協力プロジェクト

国名	案件名	期間	備考
中国	リハビリテーション専門職養成	2001.11～ 2006.10	
タイ	アジア太平洋障害者センター	2002.8～ 2007.7	
インドネシア	国立身体障害者リハビリテーションセンター機能強化	2003.7～ 2006.3	
マレーシア	障害者福祉プログラム強化のための能力向上計画	2005.6～ 2008.3	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	地雷被災者支援（フェーズ2）	2005.7～ 2007.1	
チリ	身体障害者リハビリテーション	2000.7～ 2005.7	終了
ボスニア・ヘルツェゴビナ	地雷被災者等に対するリハビリ技術向上	2004.12～ 2005.10	終了

個別専門家派遣

国名	案件名	期間	備考
シリア	CBR事業推進	2003.10～ 2005.10	
ルワンダ	障害を持つ除隊兵士の職業リハビリテーション計画策定	2005.4～ 2005.7	終了
パキスタン	理学療法	2005.4～ 2005.8	終了
パキスタン	コミュニティリハビリテーション	2005.4～ 2005.8	終了

研修形態	コース名	開始年度	04年度までの受け入れ人数
集団	知的障害福祉Ⅱ	1980-	221
集団	補装具製作技術	1981-	114
集団	職業リハビリテーションと障害者の就労	1983-	225
集団	障害者リーダー	1986-	190
集団	ハンセン病の治療及び予防の実践	1989-	73
集団	障害者スポーツ指導者	1990-	165
集団	地球規模ポリオ根絶のためのウィルス検査技術の質向上	1991-	102
集団	聾者のための指導者Ⅱ	1995-	83
集団	医療技術スタッフ練成コースⅡ	2002-	43
集団	セルフ事業による障害者自立	2002-	22
集団	視覚障害者自立支援のためのマッサージ指導者育成研修(アジア太平洋)	2003-	18
集団	アジア諸国高級事務レベル社会福祉行政研修	2005-	
国別	マレーシア知的障害児・者支援プログラム	2002-	18
国別	南部アフリカ地域障害者の地位向上	2002-	30

コースを実施中である。それらについての詳細は省略することとするが、一覧を表2のとおりまとめたので、参照ありたい。また、詳細情報については、JICA「ナレッジサイト」で閲覧可能。

(http://gwwwweb.jica.go.jp/km/km_frame.nsf)

おわりに

以上のように、JICAは、「エンパワメント」と「メインストリーミング」を障害者支援の2本の柱とし、それぞれの柱を下支える環境づくりや条件づくりをも視野に入れた支援を行っている。障害者支援はひとつの分野で完結するものではなく、障害者一人一人の人生、生活に直結する当事者に対する支援、またそれを取り巻く周囲の人々、環境、制度の改善に対する支援であることから、各セクターと連携しつつ相互補完性を持って実施されるべきものである。

また、障害者支援においては、途上国の中央、地方政府だけが主要なカウンターパートではなく、民間セクター、特にNGOの果たす役割が大きいといえるため、各レベルの関係者が連携して計画を策定・実施する体制を構築することに努めている。JICA単体での事業実施だけでなく、NGOとの連携による事業のより効果的な実施もあり得ると考え、NGOとの連携による事業もこれまでにタイ、カンボジア、ボスニア・ヘルツェゴビナなど各国で実施しており、今後も継続的に連携の芽を探って

いきたいと考えている。

「人間の安全保障」に重点を置くアプローチでは、これまで見過ごされることの多かった「個人」に焦点を当てるものであり、国と国との関係で語られがちな政府開発援助にメスを入れるものである。障害者支援という課題も例外ではなく、個人の尊厳を重視する、という視点から今後一層強化されるべき分野であると考えられる。

参考文献

JICA、2003年、『課題別指針「障害者支援」』

2. 障害と開発：国際協力銀行における取組の現状と課題

国際協力銀行

開発金融研究所 福田 幸正

開発セクター部社会開発班 土橋 喜人

はじめに：障害と開発との繋がり

世界保健機構等によれば、世界の人口の約10%は障害者であるとされる（WHO 2005a）。しかも、障害者のうち3分の2が途上国に住んでいるという。障害者は、身体的・精神的なハンディを背負っているだけではなく、健常者ですら貧困に窮している途上国に住んでいることから、貧困層の中の貧困層となっている（Coleridge 1993）。このような状況に対して、世界銀行（以下、世銀）のウォルフエンソン前総裁は以下のように述べている。

「2015年までに貧困を半減させることや、すべての男女に同等の初等教育機会を与えること、乳幼児死亡率の半減させることといった目標を達成しようとするならば、障害者のインクルージョンなしで実現させることは出来ない。」（WB 2005e）

昨今このような認識が主要ドナー間で共有されつつある¹。また、障害者当事者団体の動きの中で、「びわこミレニアムフレームワーク」が決議され、ミレニアム開発目標（MDGs）の中における障害との密接な関連が謳われた。さらに国連では「障害者の権利条約」を世界各国において採択・批准するための準備も進んでいる（長瀬・川島2004）²。

以上のように、援助機関が開発の問題に真摯に取り組もうとする場合、障害者と開発の問題は避けて通ることができない。本来であれば、このような動きは、開発支援の究極的対象は途上国の健常者・障害者の如何を問わず全ての老若男女であるとあらためて見据える好機として位置づけるべきであろう。そこで本稿では、両者の関係に着目し、とくに政府開発援助（ODA）の有償資金（円借款）協力の実施機関である国際協力銀行（以下、JBIC）にとっての課題と対策案を考察する。

¹ 詳細に関しては、第5章第3節参照。

² 当事者団体によってはMDGsで取り上げられるよりも権利条約として国際的に認知されるほうがより重要であるとの考えもある。

2-1. JBICにおける障害者支援の取組の現状

(1) 障害と開発の考え方

日本政府の旧ODA大綱の中では「子供、障害者、高齢者等社会的弱者」に対して十分に配慮すべきことが掲げられている（外務省、1992）。これは2003年に改訂された新ODA大綱（外務省、2003）やODA中期政策（外務省、2005）の中では、基本方針である人間の安全保障の観点からのアプローチとして、障害者支援は引き続き含まれていると考えられており、重要な課題と位置付けられる。

JBICは日本政府のODA政策の一環として、「開発途上地域の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的」としている（国際協力銀行法第1章第1条）。その実施のために中期政策として「海外経済協力業務実施方針」を策定しており、2005年度から2007年度を対象とした同実施方針では「貧困削減」を重点課題の一つと位置づけている。JBICが貧困削減に取り組むにあたり、貧困層の中でも最も脆弱な人々である障害者は無視できない³。これまでJBICはインフラストラクチャー（経済社会基盤、以下インフラ）整備事業における障害者配慮の経験をもとに、日本政府の障害者政策の動き⁴にも注目しつつ、何をなしうるかについて検討を進めているところである。

(2) 障害者支援への取組体制

JBICが実施してきている円借款においては、旧海外経済協力基金（OECF）時代から、インフラを中心に途上国支援をしてきた。1990年代に入り、ハード面のイン

³ JBICでは、障害者への支援は、社会的弱者・脆弱性への配慮の一つとして位置付けている。

⁴ 日本政府は障害者政策に関して、「障害者対策に関する長期計画」（1982年）、「障害者対策に関する新長期計画」（1993年）、「障害者プラン」（1995年）、「障害者基本計画」（2002年）を策定している。特に「障害者基本計画」（内閣府、2002）の中では「『アジア太平洋障害者の十年』の次の10年の行動課題である『びわこミレニアムフレームワーク』の推進に積極的に貢献するとともに、技術協力や障害者団体の交流等を通じアジア太平洋地域の各国・地域との協力関係の強化に主導的な役割を果たす。」としている。

フラ整備に止まらず、ソフト面での取組も重要視されてきている。その一環として、社会開発への配慮が重視されてきており、1993年にOECF内に環境社会開発課を設置した。現在では、社会開発を一つのセクターあるいは課題群とみなし、JBIC開発セクター部の中に社会開発班として改組し、社会配慮という観点から全円借款案件に関与する体制を整えている。「障害と開発」の課題については、2003年より同社会開発班を中心に担当者を置いている(現在は3名)。

JBICでは、障害者支援のみに特定した指針は未だ策定していないが、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年4月)を制定し、その中で、「本行の環境社会配慮確認にかかる基本方針」を以下のように定めている。

「本行は、環境社会配慮確認にあたり、相手国の主権を尊重しつつ、環境社会配慮に係る相手国（地方政府を含む）、借入人及びプロジェクト実施主体者（以下「借入人等」）との対話を重視するとともに、透明性とアカウンタビリティを確保したプロセス及び、かかるプロセスにおける当該プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地NGOを含むステークホルダーの参加が重要であることに留意する。」

この中で障害者が明示されてはいないものの、JBICは、右ステークホルダー⁵の中に障害者も当然含まれていると理解している。今後はこうした点を、より明確に位置付けた指針を打ち出していく余地があろう。

(3) 障害者支援の具体的な取組

JBICがこれまで行ってきた円借款事業でのバリアフリー施設整備などの試みは、円借款プロジェクトをよりよいものにし受益者に貢献していくという取り組みの結果であったといえる。具体例としては以下のものがあげられる（表1参照）。

この中で、タイのバンコクの地下鉄事業は、タイの障害者団体がタイ政府に働きかけを行い、それに対してタイ政府が前向きに対応したことが奏功し（JICA 2005, Takamine 2004）、JBICもそれにタイムリーに呼応したという例である⁶。また、空港や駅といった公共交通に関しては、障害者だけでなく、高齢者に対する配慮、また

⁵ 受益者、関係者、関心を持つ人々、関係機関を対象者と想定（筆者）。

⁶ 詳細に関しては、第4章第2節を参照。

表1. JBICにおける障害者支援の円借款プロジェクト例

国名	案件名	承諾年度	障害者への支援（配慮）内容
トルコ	ボスボラス海峡横断地下鉄整備事業（ <u> </u> ） ボスボラス海峡横断地下鉄整備事業（ <u> </u> ）	1999(<u> </u>) 2004(<u> </u>)	駅構内におけるバリアフリー化（エスカレーター、エレベーター、駅の入り口付近でのスロープの併設）
ブルガリア	ソフィア地下鉄拡張事業	2001	駅構内におけるバリアフリー化（老人・身障者への割引チケット制もあり）
カザフスタン	アスタナ空港改修事業	1998	旅客ターミナルビルのバリアフリー化（エレベーター、トイレ、フロア段差排除等）
ウズベキスタン	地方3空港近代化事業（1）（2）	1996（1） 1999（2）	旅客ターミナルビルのバリアフリー化（エレベーター、トイレ、フロア段差排除等）
インド	デリー高速輸送システム建設事業(I)～(VI)	1996(<u> </u>), 2000(<u> </u>) ～ 2004(<u> </u>)	駅構内におけるバリアフリー化（障害者用エレベーター・エスカレーターの設置、誘導ブロックの敷設等）
インド	アジャンタ・エローラ遺跡保護観光基盤整備事業(II)	2002	ツーリストコンプレックス内のバリアフリー化（予定）（現在、設計段階）
フィリピン	メトロマニラ大都市圏交通混雑緩和事業I～III	1995(<u> </u>), 1996(<u> </u>), 1998(<u> </u>)	駅構内におけるバリアフリー化（エレベーター・スロープ：地上からプラットフォームまではエレベーター、段差のある場所ではスロープ、点字タイル：プラットフォーム・コンコース等に点字タイル、障害者用トイレ：手すり等、車両に車椅子用スペースを設置）
フィリピン	幹線空港開発事業I&II（バコロド空港分）	1998(<u> </u>), 2001(<u> </u>)	旅客ターミナルビルのバリアフリー化（エレベーター設置、障害者用トイレ設置）
フィリピン	新イロイロ空港開発事業	2000	旅客ターミナルビルのバリアフリー化（ターミナルビル前のランプ設置、エレベーター設置、障害者用トイレ設置。）
エジプト	ボルグエルアラブ空港近代化事業	2004	旅客ターミナルビルのバリアフリー化(トイレ、通路、パーキング、段差等の配慮)
タイ	バンコク地下鉄建設事業 <u> </u> ～ <u> </u>	1996(<u> </u>)～ 2000(<u> </u>)	駅構内におけるバリアフリー化(トイレ、エレベーター等)
タイ	第二バンコク国際空港建設事業 <u> </u> ～ <u> </u>	1996-2005	旅客ターミナルビルのバリアフリー化（ゲート、レストラン、展望台、食料エリアにおけるランプ設置、歩く歩道設置、エレベーターによる駐車場とのアクセス、車椅子補助、電動車サービス）

（出典：JBIC情報を基に筆者作成）

は通常よりも多くの荷物を携行することにより移動が困難な健常者にも対応するようデザインされているため、バリアフリーデザインというよりは、ユニバーサルデザイン⁷としての対応が行われたと言った方が適当とも言える⁸。いずれにしても、より良い形で事業が成果につながるために必要な工夫をすることが肝要なのであり、今後は障害者に対し、これまで以上に意識的にそうした配慮がなされるよう、借入国政府ともケース・バイ・ケースで協議を行うことが重要となってくる。

2-2. JBICにおける障害者支援取組に向けた課題

前節ではこれまでJBICが行ってきた障害者支援に関連する事業を概観した。そこで次に、今後JBICが障害者支援に取り組む際の課題を整理してみたい。

(1) 取組体制強化

- ① 今後の取組としては、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「3. 環境社会配慮確認にかかる基本的考え方」の中で、「環境社会配慮の適切性を確認するための基準」として、以下のように定めていることから、他のドナーで実践されているような障害者への支援例や、国内関連法規（障害者基本法、交通バリアフリー法、ハートビル法など）も参考にしつつ、今後一層の体制強化が検討される余地はあろう⁹。

「本行は、環境レビューにおいて、本ガイドラインが示す環境社会配慮上の要件を満たしているかどうかを原則として以下のように確認する。

相手国および当該地方の政府等が定めた環境に関する法令や基準等を遵守し

⁷ バリアフリーデザインとユニバーサルデザインとの違いについては、川内（2001）や福祉士養成講座編集委員会（2005）を参照。

⁸ 日本においても、高齢者社会の進展に伴い、どのような人であっても、健常状態、障害状態がありうることから、健常者・障害者の区別なく様々なニーズに対応できるようなユニバーサルデザインの街づくりなどが着目されている。（高橋 1996、秋山他 2001、樗木2004）

⁹ 1990年に制定された米国のADA法(Americans with Disability Act)は国際的に影響が大きく、日本における各種の法制整備もその影響を受けている（高橋 1996）。

ているかどうかを確認し、また、環境に関する政策や計画にそったものであるかどうかを確認する。

さらに、本行は、環境社会配慮等に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティス等を参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、相手国（地方政府を含む）、借入人、及びプロジェクト実施主体者との対話を行い、その背景・理由等を確認する。」

- ② さらに最近の障害者支援の潮流において留意すべき点は、従来の医療モデルが、医療分野と社会支援分野とを統合させたモデルへと変容しつつある点である(WHO 2005b)。即ち、これが持つ意味は「障害者に対して合理的で適切な配慮」を行わないことを問題とする視点への移行であり、このことは今後の障害者支援は単に負の影響を避けるだけではなく、積極的に正の影響を与えるように努力しなくてはならない、という考えを表している。

(2) 障害者支援の主流化 (Mainstreaming)

今後の取組として、円借款事業においてより一層意識的に障害者支援に取り組むために、障害と開発に関する課題をめぐる主な議論と関係機関の動向（障害者支援の主流化）を検討することが必要であろう。他の主要援助機関では障害と開発という課題を意識して活動している。例えば、世銀や他の援助機関などでは、障害と開発に関する明確な指針を打ち出してこの問題に取り組んでいる（WB 2005a, ADB 2005, USAID 2005, DFID 2005, JICA 2003a）。以上の動向を踏まえると、JBICでも、この課題を正面にすえた指針の策定の検討が必要であろう。

また、JBICでは、全案件に対してすでに環境、社会開発、貧困削減、ジェンダー配慮、社会的弱者配慮といった視点から取り組んでおり、障害者支援は社会的弱者に包含されているものと解釈されている。しかしながら既述の通り、障害者支援の課題は以前にも増して重要視されてきていることを鑑み、次項で述べるような案件ベースでの一層の障害者支援の視点を盛り込みつつ、主流化をはかっていくことが考えられる。その過程においてはステークホルダーとの協議が必要となり、特に、

当事者である障害者との連携が不可欠であろう¹⁰。

(3) 個別案件における障害者支援の一層の推進

① 円借款プロジェクトにおける取組の方法

円借款プロジェクトにおける取組方法の可能性については、大きく分けると以下の3つのタイプに分けることができるものと考えられる。

(a) 障害者への配慮を行っているプロジェクト

代表例として建設施設のバリアフリー化など、上記表1のような実績がある。

(b) 一般的なプロジェクトの中で障害者支援をコンポーネントの一部に組み入れたもの

このタイプの試みは、一般的な農村開発や貧困削減事業に障害者支援対策を加えるものである。その中には、次項(c)の障害者支援を含ませることも可能であろう。例えば世銀によるインドの女性グループなどの自助グループ支援の中では、障害者への支援をサブプロジェクトとして加えている。JBICではこのようなケースの実績は少ないが、現在多くの途上国でCommunity Based Rehabilitation (CBR) が行われており(中西・久野1997)、例えばCBRと農村開発プロジェクトを結びつけた事業も検討に値しよう。

(c) 障害者支援そのものを目的としたプロジェクト

このタイプでは、障害者支援センターの建設、障害者用の職業訓練校、障害者支援専門家養成、障害者団体・組織の育成や強化、といったプロジェクトが考えられる。但し、円借款では過去に例はない。

② バリアフリー化の一層の推進

前述の通り、既に公共運輸事業を中心としてバリアフリー化の実績があるが、その一方で、インフラ案件でのバリアフリー化については、大幅なコスト増の問題が生じるのではないかという先入観があるようである。確かに、事業完成

¹⁰ 当事者問題に関しては、「現代思想(1998年2月号)」,「当事者主権」(中西・上野2003), Yeo, R. and K. Moore 2003, WB 2005bを参照。

後にバリアフリー化する場合は相応の費用が見込まれるが、当初計画からバリアフリー化デザインを採用している場合には比較的小額増で済むことが可能といわれている¹¹。例えば、世銀によれば、建設コストの1%程度でバリアフリー化が可能とされている（WB 2005c）。また、2005年10月に起きたパキスタンの震災における復興ニーズアセスメントの報告書では、復興の際にバリアフリー化を図った場合の追加コストは同0.5%と見積もられている（Government Of Pakistan 2005）。以上のように、重要な点は初期の段階からバリアフリーを計画することにより、必要以上の投資コスト増を回避することが出来るのである。因みに、Ratzka(1995)によれば、当初から計画される場合と途中から設計変更される場合では、バリアフリー化にかかるマージナル・コストは5倍程度の開きがあるとされている。

③ 障害の予防の視点

障害者支援もさることながら、障害の予防に対する支援を行うことも重要である。例えばJBICでは、保健・教育事業にも円借款を供与しており、これらは障害を予防することにもつながる。これらの社会開発事業に障害防止という新たな意味づけを行い推進することも可能であろう。なお、途上国では50%の障害が予防可能であるとされている（DFID 2000）。また、農村電化や農道敷設などのインフラ整備による物理的なアクセスの改善は保健・教育の質の向上につながり、それは結果として障害の予防にもつながる、といった点もあらためて強調されるべきであろう。

(4) 途上国側との政策対話

政策面で途上国側と協議することは重要であり障害と開発を巡る問題においても協議すべき課題の一つとなろう。その際、貧困削減ペーパー（PRSP; Poverty Reduction Strategy Paper）に関するドナーと借入国政府との協議の場を活用するこ

¹¹ 日本における研究については、国土交通省（旧建設省）の研究を参照（建設省建設政策研究センター2000, 国土交通政策研究所2001）。

とが考えられる¹²。近年、国際ドナーの間では、このPRSPの策定過程を通して、ドナー間の協調やドナーと先方政府との政策協議への参加が積極化している。PRSP策定過程において、ともすれば途上国では優先順位が劣後しがちな障害者問題に関して、援助機関として政策提言を行うことが望ましい¹³。その第一歩として、既に障害者への直接的な支援を行っている世銀等を側面支援することから始めることが現実的対応として想定される。

(5) 他機関との連携

上記項目で述べた政策対話での他機関の側面支援はひとつの連携といえるが、ネットワーク強化の視点から次のような連携強化が考えられる。

世銀の「障害と開発ユニット」¹⁴では、Global Partnership on Disability and Development (GPDD) という形で障害と開発の取組に関する世界的なネットワークが構築されつつある。また、障害者当事者団体においては、Disabled People International(DPI)が既に100カ国以上のネットワークを構築している(ドリンジャー2000)。JBICにおいてもこのようなネットワークに参加し、障害者の支援の充実の為に連携を図っていくことは有益である。

国内においては、外務省、内閣府やJICA等の政府・政府機関との連携、また、DPI日本会議等の障害者当事者団体との連携、開発NGOで障害者支援を行っている団体との連携などが考えられる。国外に関しては、この分野で既に実績のある世銀やADB等のマルチ援助機関、USAID、DFIDやSIDA等のバイ援助機関、国際的なあるいは当該国の障害者当事者団体との連携を進めることが考えられる。

より具体的には、例えば既述3.3の個別案件における障害者支援の一層の推進の実現のためには当該国の実施能力の強化が必要となることから、JICA等との連携を視野に入れて、当該国におけるバリアフリーに関する専門家を育てることなどが想定される。

¹² PRSPに関しては政策大学院大学の以下のWebsiteで包括的にまとめられている。

<http://www.grips.ac.jp/forum/prspstrategy.html>

¹³ ILOなどはこの点を早くから指摘している (ILO2002)

¹⁴ Disability and Development Office (WB 2005aを参照)

(6) 職員の啓発・教育

上記3.1～3.5.で述べたような対応を行うためには、JBIC職員の障害者問題に関する確かな理解が前提となるが、他機関の取組事例が参考になろう。例えば、世銀の職員研修では、単独で障害者問題を扱うのではなく、個々の開発課題の中に障害者の視点を取り入れることを重要視している。また、JICAでは自ら策定した指針に基づき、職員研修を実施している。

おわりに

本稿ではこれまで、JBICによる障害者支援取組の現状の概況と同支援を行う上での今後の取組課題を抽出して、取組体制強化、障害者支援の主流化、個別案件における障害者支援の一層の推進、途上国側との政策対話、他機関との連携、職員の啓発・教育についての対策案をそれぞれ検討してきた。このような障害者支援・配慮の視点を培い、より良い開発援助を推進していくためには、可能な限り多くのステークホルダーとのコミュニケーションを図り、パートナーシップを構築していく中で、心とスキルを涵養し、もって多くの人々に援助の便益が届くように模索していくことが重要と考える。

障害者の問題は、昨今新たな開発課題として取り上げられてきている。その中で援助実施機関が果たす役割は大きく、JBICでも明確な指針づくりやより積極的な取組が求められることが想定されることから、本稿の考察がその一助となれば幸いである。

(本稿に記されている見解、判断は筆者のものであり、国際協力銀行の公式見解ではありません。)



タイの地下鉄はバリアフリー化が進んでいる。地下鉄の建設にはJBICが資金提供を行い、またJICAもAPCDを通して地下鉄建設技術者の研修を実施した。
(写真提供：NGO研究会現地調査)

参考文献

(日本語文献)

秋山哲男他編著、2001、『都市交通のユニバーサルデザイン-移動しやすいまちづくり』学芸出版社。

外務省、1992、「政府開発援助大綱」。

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/seisaku/taikou.html>)

外務省、2003、「政府開発援助大綱(改訂)」。

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/seisaku/taikou.html>)

外務省、2005、「政府開発援助中期政策」

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/seisaku/chuuki.html>)

『現代思想：特集・身体障害者(1998年2月号)』青土社。

川内美彦、2001、『ユニバーサル・デザイン：バリアフリーへの問いかけ』学芸出版社。

政策大学院大学、『PRSP研究：開発戦略』。

(<http://www.grips.ac.jp/forum/prspstrategy.html>)

国際協力機構（JICA）、2003、課題別指針「障害者支援」、国際協力機構。

([http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0601.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/0aef8d44a7c587a749256dda001b360c/\\$FILE/_r224tm44ht089bigghprh143a220na44fs488kk8ghr9113jo224oe441eo882q8gi59h15dm220mk_.PDF](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0601.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/0aef8d44a7c587a749256dda001b360c/$FILE/_r224tm44ht089bigghprh143a220na44fs488kk8ghr9113jo224oe441eo882q8gi59h15dm220mk_.PDF))

国際協力機構（JICA）、2005、「アジア太平洋障害者センター」Asia-Pacific Development Center on Disability。(<http://www.jica.go.jp/thailand/activities/17.html>)

国際協力銀行（JBIC）、2002、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002年4月）。(<http://www.jbic.go.jp/japanese/environguide/kankyoku/index.php>)

国際協力銀行（JBIC）、2005、「海外経済協力業務実施方針(2005-2007)」。

(<http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/policy/index.php>)

建設省建設政策研究センター、2000、「バリアフリー化の社会経済的評価に関する研究」。

(http://www.mlit.go.jp/pri/houkoku/gaiyou/H12_3.html)

国土交通研究所、2001、「バリアフリー化の社会経済的評価の確立に向けて-バリアフリー化の社会経済的評価に関する研究（Phase II）-」。

(<http://www.mlit.go.jp/pri/houkoku/gaiyou/kkk3.html>)

高橋儀平、1996、『高齢者・障害者に配慮の建築設計マニュアル-「福祉のまちづくり」実現に向けて-』彰国社。

樗木武、2004、『ユニバーサルデザインのまちづくり_みんなに優しいまちを目指して_』森北出版。

ドリンジャー、ダイアン(Driedger, Diane)、2000。『国際的障害者運動の誕生-障害者国際ナショナルDPI-』エンパワメント研究所 (The Last Civil Rights Movement -Disabled People's International-)。

内閣府、2005、『障害者施策の総合的な推進-基本的な枠組-』

(<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/wakugumi.html>)

長瀬修・川島聡編著、2004、『障害者の権利条約-国連作業部会草案-』明石書店。

中西正司・上野千鶴子、2003、『当事者主権』岩波新書。

中西由起子・久野研二、1997、『障害者の社会開発-CBRの概念とアジアを中心とした実践-』明

石書店。

福祉士養成講座編集委員会編、2005、『新版社会福祉士養成講座3「障害者福祉論」』中央法規。

(外国語文献)

Asian Development Bank (ADB), 2005. “Disability Brief; Identifying and Addressing the Needs of Disabled People.”

(<http://www.adb.org/Documents/Reports/Disabled-People-Development/disability-brief.pdf#search='asian%20development%20bank%20disability'>)

Coleridge, P., 1993. “Disability, Liberation, and Development”, Oxfam, London.

DFID, 2000. Disability, Poverty and Development.

(<http://www.dfid.gov.uk/pubs/files/disabilitypovertydevelopment.pdf>)

DFID, 2005. Disability, Poverty and the Millennium Development Goals: Relevance, Challenges and Opportunities for DFID.

(http://www.disabilitykar.net/docs/policy_final.doc)

Government of Pakistan, 2005. Pakistan 2005 Earthquake Preliminary Damage Needs Assessment.

(http://www.pakistan.gov.pk/divisions/ContentListing.jsp?DivID=3&cPath=25_31_649)

International Labour Organization (ILO), 2002. Disability and Poverty Reduction Strategies, ILO.

(<http://www.ilo.org/public/english/employment/skills/disability/download/discpaper.pdf>)

Ratzka, Adolf, 1995. “A brief survey of studies on costs and benefits of non-handicapping environments.”

(<http://www.independentliving.org/cib/cibrio94access.html>)

Takamine, Yutaka, 2004. Infrastructure services and social inclusion of persons with disabilities and older persons in East Asia and the Pacific.

([http://lnweb18.worldbank.org/eap/eap.nsf/Attachments/background+19/\\$File/accessstudy.pdf](http://lnweb18.worldbank.org/eap/eap.nsf/Attachments/background+19/$File/accessstudy.pdf))

USAID, 2005. Disability. (<http://www.usaid.gov/about/disability/>)

World Health Organization (WHO), 2005a. Disability, including prevention, management and rehabilitation.

(<http://www.who.int/nmh/a5817/en/>)

World Health Organization (WHO), 2005b. International Classification of Functioning, Disability and Health.(<http://www3.who.int/icf/>)

World Bank (WB), 2005a. Disability and Development.

(<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTSOCIALPROTECTION/EXTDISABILITY/0,,menuPK:282704~pagePK:149018~piPK:149093~theSitePK:282699,00.html>)

World Bank (WB), 2005b. Development Outreach (July 2005) “Disability and Inclusive Development.”

World Bank (WB), 2005c. Education Notes; Education for All: The Cost of Accessibility.

World Bank (WB), 2005d. Global Partnership for Disability and Development (GPDD).

(<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTSOCIALPROTECTION/EXTDISABILITY/0,,contentMDK:20226537~pagePK:148956~piPK:216618~theSitePK:282699,00.html>)

World Bank (WB), 2005e, Disability and Development and the World Bank,

(http://siteresources.worldbank.org/DISABILITY/Resources/Overview/DD_and_WB_Briefing_Summary.pdf)

Yeo, R. and K. Moore, 2003. Including Disabled People in Poverty Reduction Work; “Nothing About Us Without Us.” *World Development*, Vol.31, No.3 pp571-590.

3. 国連／国際金融機関／二国間政府援助機関の障害分野での取り組み

財団法人 国際開発高等教育機構
ジュニア・プログラムオフィサー
町田 陽子

はじめに

本節では、主な国連機関、国際金融機関、二国間政府援助機関の障害分野でのこれまでの取り組みと、最近の取り組みの動向について紹介する。障害分野において活動するこれらのアクターは、取り組み始めた時期や取り組み方も様々である。一方で、近年お互いの活動から学びあい情報を共有しつつ、活動する動きが出てきている。本節を通じ、今後の国際社会における「障害と開発」がどの方向性に進んでいくのかを考察したい。

3-1. 国連本部の取り組み

国連は国際社会において古くから障害問題に取り組んできた機関の一つである。国連による障害分野へのアプローチは、国連主要機関における活動を通じたアプローチと、専門機関の活動を通じたアプローチの2つに分けて考えることができる。本節では、国連本部の取り組みと専門機関の取り組みの特徴と最近の取り組みについて紹介する。

(1) 国連本部による障害分野における取り組み

① 国連主要機関による合意の形成と行動枠組みの設定

国連主要機関において障害分野を担当してきたのは経済社会理事会である。国連において障害分野の活動における国際的な合意形成や行動枠組みの設定が、本格的に取り組まれるようになったのは、1970年代に入ってからである。1970年には「精神薄弱者の人権宣言」、1975年には「障害者の人権宣言」がそれぞれ国連の場で採択され、障害者の人権を保護するために国家の行動並びに国際

社会における行動が要求される契機となった。

障害者の社会生活と社会の発展への完全参加を促進する必要性の認識から、国連総会により1981年を国際障害者年とすることが宣言された。障害者年となった1981年には数多くのプログラム、研究プロジェクトが実施され、政策の改善や提言などが実施された。1982年に採択された「障害者に関する世界行動計画」（以下、「行動計画」）は、1981年の主な成果を引き継ぎ、その後の行動について国際社会が合意した文書として重要であり、現在でも準拠される文書の一つとなっている。

国際障害者年に引き続き、国連障害者の十年とされた1983-92年の間には現在の「障害と開発」の土台となる活動が多くなされた。その主な成果は、障害者の権利条約締結への機運が高まる中、「障害者の機会均等化に対する国連基準規則（以下、基準規則）」（1993年）としてまとめられた。「基準規則」は、「行動計画」と並んで現在国連の障害に関する取り組みの指針とされており、障害分野の活動を行う様々なアクターの行動指針並びにアクター間の協力の指針ともなっている。

② 障害分野の活動を担う3つの機能

国連の場で形成された枠組みや合意を実施するため、国連は3つの機能を備えている。

(a) 社会開発委員会障害問題特別報告者

社会開発委員会障害問題特別報告者は、「基準規則」の実施促進とモニタリング任務とする他、障害者の現状を把握し、国連に報告する任務を担っている。

(b) 国連障害グローバルプログラム

本プログラムは、国連経済社会問題局に設置されており、「行動計画」と「基準規則」の実施を促進する活動を行っている。現在、障害者の権利条約に関する特別会合の事務局としての役割も担っている。

(c) 国連障害任意拠出基金

国連障害任意拠出基金は、主に「行動計画」を実現するための革新的な活動を行っているNGOsの組織能力の強化を支援しているほか、障害問題の認識を高め、知識や経験を交換し、適切な障害技術を普及するための小規模な

無償資金を提供している¹。また、障害者の権利条約の起草を行う委員会へのNGOsの参加を支援している。

また、国連経済社会理事会の下にある地域委員会においても障害分野の活動が行われており、アジア太平洋地域については国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)がその役割を果たしている。(ESCAPの役割については、第4章1.を参照)。

(2) 専門機関による最近の取り組み

現在、国連の多くの専門機関が障害分野の活動に取り組んでいる。専門機関は、それぞれの専門領域において、長年にわたり開発途上国の発展を目的とした活動を実施してきた。国連主要機関と並び、開発の現場における障害問題に早くから取り組んできた機関であるといえる。ここでは、国際保健機関(WHO)、国際食糧機関(FAO)、の活動の特徴と最近の取り組みについて紹介し、その他の国連専門機関の活動については概観を紹介する。

① WHO

WHOは、すべての人々の健康を最良な状態に保つことを目的として1948年に設立された国連の専門機関である²。1970年代後半から特に基礎的医療サービスの拡大が遅れている開発途上国において、地域に根ざしたりハビリテーション(CBR)に取り組むなど障害分野での活動を行ってきた³。CBRの概念は時代とともに変化してきたが、CBRが開発の文脈で戦略的に取り組まれるようになったのは最近のことである。2004年にUNESCO、ILOと共同で発表されたCBRに関する政策文書「CBR：障害者のリハビリテーション、機会の均等、貧困削

¹ 1977年に国際障害者の年への準備として設立された国際障害者の年のための国連信託基金を引き継いでいる。日本も外務省から資金を拠出しており、2005年度は予算額で5,940,000円(540,000USドル)、2006年度は予算額で5,489,000円(513,000ドル)が拠出されることになっている。

² WHO憲章によると、健康とは単に病気や欠陥がないことを指すのではなく、身体的、精神的および社会的福祉が完全な状態であることを指す。

³ WHOは1978年にCBRマニュアルの草稿をまとめ、これをもとに世界各国でCBRが実践されてきた。久野研二・David Seddon (2003), p.79

減と社会的包含のための戦略」は、CBRを開発の文脈に明瞭に位置づけた点において重要な意味を持つ⁴。政策文書では、基礎的医療の提供と並んで、障害者の間の貧困削減や機会の均等、障害者の人権の促進がCBRの目的として明確に示されている。

さらに、WHOは障害の国際的な定義に重要な影響力を持つ、障害に関する国際的な分類を行ってきた機関でもある。2001年には、それまでの「国際障害分類（ICIDH）」が改訂され、「国際生活機能分類（ICF）」が導入された。ICFの導入の重要な意義は、ICIDHが障害の要因を主に疾病に帰していたのに対し、ICFでは環境因子を加え、障害の定義をメディカルモデルから社会モデルへと前進させたものということができる⁵。

2005年に開催されたWHO第58回総会において提出された「障害：予防、管理、リハビリテーション」と題する報告では、WHOが特に貧困層の障害者の人権を促進し、機会の平等の確立を目的とし、基準規則の第2項(医療)、第3項(リハビリテーション)、第4項(支援サービス)について技術的な支援を提供していくことが述べられている⁶。こうした動きは、国際社会における「障害と開発」の取り組みを協調させていく動きとして注目されるであろう。

② FAO

飢餓の撲滅と、食糧の安全保障を目的として活動するFAOは、農村開発活動の一つとして農村に住む障害者の自立を支援する活動を行っている。FAOによると、世界に6億人いるとされる障害者の多くは農村部に居住していると推定されるにもかかわらず、農村部の障害者を対象としたプログラムはほとんど行われてこなかった。FAOは、農村部に住む障害者が経済的に自立した生活を営めるように、農業ベースの小規模起業家プロジェクトなどを通じた支援を行っている（コラム参照）。

⁴ ILO, WHO and UNESCO(2004)。

⁵ NGO研究会「障害と人権」における東俊裕氏の講義（議事録）並びに厚生労働省ホームページ「国際生活機能分類_国際障害分類改訂版_」参照。

⁶ 報告をうけて、総会は決議を採択し、加盟国とWHO自体の今後の取り組みについて、障害の早期認知や、CBRの医療システムへの統合、支援技術の開発とアクセスの改善、様々なアクター間の協力関係の強化、『障害とリハビリテーションに関する世界報告書』の作成などが要請されたWHO(2005a)。決議に書かれた内容の実施状況について2年後に開かれる第60回総会にて報告することが定められている。WHO(2005b)。

コラム 1

国連食糧農業機関アジア太平洋地域事務所（FAO RAP）の取り組み

FAORAPは、アジア太平洋地域の特に農村において障害分野の活動を積極的に進める国連専門機関の一つである。FAORAPの目的と役割・活動・限界は以下の通りである。

① 障害分野での活動の目的と役割

FAOの障害分野での活動の目的は、農村部の障害者の自立支援を通して生活の質の向上と社会へのインクルージョンを進めることである。FAOの取り組みの特徴は、小規模事業プロジェクトを通して人々の企業家精神を育て自立を促進する点にある。FAOの役割は、成功を収めたプロジェクトの戦略や手段をパッケージにし、アジア太平洋地域全体に広めていくことにある*。

② 主な活動

FAORAPは、アジア太平洋障害者十年を通して様々な活動を行ってきた：主な活動は、a)情報の提供（障害者向けの出版物やラジオなどを通した情報提供、並びにアジア・アフリカ・ラテンアメリカ54カ国に設置したフォーカルポイントとの情報交換）／b)啓蒙活動（障害に関するラジオ放送・テレビ番組の作成。）／c)研修と雇用（農産品加工のトレーニングの実施。（例）害虫駆除マネジメントプロジェクト）／d)障害の予防（食の安全保障を通した障害の予防）／e)自助組織（SHO）の組織化、などである。

③ 最近の取り組み：障害を持つ農民による小規模事業プロジェクト

FAORAPではタイにおいてマッシュルーム生産事業を実施し、成功を収めた。プロジェクトでは自助グループ（SHG）が組織され、研修指導員・普及員の中には障害を持つ農民も含まれている。FAOはマッシュルーム生産事業に関する研修マニュアルを開発し、成功例の普及にも努めている。

④ FAOの限界

FAO自体が認識する限界として、資金不足により、FAOが持つ専門的な技術が有効活用されていない点が指摘された。一方、NGO研究会メンバーからFAOの限界として、食糧農業機関としての専門性からのアプローチにアプローチが限定されてしまい、障害当事者の視点が反映されているかどうか疑問があるとの指摘がなされた。

*FAOは、農村事業開発に関する障害者のための研修の手法を広く伝播するために、ハンドブックを作成している。FAO RAP (2003)。

(FAORAP、農村開発担当官、Wim Polman氏とのインタビューより)

③ その他の国連専門機関の取り組み

障害分野の活動を実施している他の国連専門機関としては、国連労働機関 (ILO)、国連教育科学文化機関 (UNESCO) などがある。ILOは、すべての男女への適切で生産的な仕事を獲得する機会の提供を通し、貧困や社会的排除から逃れる手段を提供することを活動の目的の一つとしている。ILOでは、1983年に定められた「障害者の職業リハビリテーションと雇用」に係るILO憲章No.159と2001年に定められた「仕事場における障害の管理に関する実践規則」を基準とし、障害プログラムを通して、職業リハビリテーション、訓練雇用において障害者の機会と待遇の平等を促進している⁷。設立以来初等教育の普遍化を中心に教育の拡大を推進してきたUNESCOは、2003年、障害者の教育に焦点を当てたフラッグシップ、「EFAと障害者の教育の権利：インクルージョンに向けて (REPD)」を立ち上げ、リード機関としての役割を果たしている⁸。REPDフラッグシップは戦略的課題として、①教育への参加と学習を妨げる構造的なバリアを除去し、差別を撲滅すること、②教育の概念を広げ、生活技術や生涯学習を含むものとする、③EFAの達成に向け、障害を持つ人々のニーズに焦点を当てること、の3つを掲げている⁹。フラッグシップのために設け

⁷ ILO (2002)。

⁸ フラッグシップは、2000年にダカールEFA世界フォーラムの開催の後、特別な努力を必要とする領域について実施されており、障害分野を含め9分野で立ち上げられている。障害分野の取り組みに関する「フラッグシップ」が立ち上げられた背景として、障害と開発に関する国際作業部会 (IWGDD) が果たした役割は大きい。IWGDDはダカールEFA世界フォーラムで障害者の教育問題が副次的なテーマとしてしか取り上げられていないことを懸念し、部会内にEFAタスクフォースを立ち上げて、UNESCOとの協議を重ねた。結果として、EFAの技術並びにハイレベル会合にはじめて障害当事者の参加が実現した。John Lawrence (2004), p.10

⁹ フラッグシップについてはJohn Lawrence (2004)並びにKenneth Eklindh (2005)参照。

られた行動目標には、障害当事者がフラッグシップの中核的メンバーとなることが含まれている¹⁰。

3-2. 国際金融機関の取り組み

国際金融機関が、障害分野の活動を開始したのは、比較的最近のことである。しかしながら、資金規模が大きくや活動内容が多様な国際金融機関が障害分野の活動に参入したことは、開発における障害のメインストリーム化に向けた大きな一歩となっているといえる。また、これらの国際金融機関は、世界銀行の障害と開発のグローバルなパートナーシップ（GPDD）の取り組みに代表されるように、障害分野における各援助機関の活動を協調させるための制度基盤作りにも取り組んでいる。今後、これらの国際金融機関が「障害と開発」の主導的役割を担っていくことが期待されている。

(1) 世界銀行（世銀）

世銀の目的は、パートナーと協力により、MDGsに掲げられた貧困削減の目標を達成することにある¹¹。世銀は2002年に「障害と開発イニシアティブ」を開始して以来、障害と開発に本格的に取り組む体制を整えてきた。世銀の「障害と開発」への取り組みは、組織のトップの強いコミットメントの下、開発の取り組みに障害を包含し、メインストリーム化するアプローチを採って実施されている¹²。

世銀は1990年代後半以降、障害に関する取り組みを始めていたが、2002年に提出された世銀の障害分野の取り組みに関するベースライン調査報告書は、2001年時点までの世銀の取り組みが、①包含(inclusion)、②参加、③アクセスのすべてにおいて非常に限定的な取り組みにとどまっていると指摘し、障害の包含に向け、世界銀

¹¹ 世界銀行ウェブサイトより。

¹² WBIが発行しているDevelopment Outreach誌の初の「障害と開発」に関する特集号に、ウォルフエンソン前世界銀行総裁自らが「障害者のためのよりよい公正」と題する特別報告を寄稿し、障害のメインストリーム化のアプローチを通じた取り組みについて報告を行っている。James D. Wolfensohn (2005), p.1

行が取り組みを本格化させなければならないと要求している¹³。

一方、2002年には世銀において初の障害と開発担当アドバイザーが任命され、障害当事者であり、障害並びに多様性に関する世界的な専門家として著名なジュディス・ヒューマン氏がアドバイザーとして迎え入れられた。障害と開発担当アドバイザーの使命は、世銀の開発ミッションに障害に関する様々な課題を体系的に取り入れることにより、途上国の障害者の生活向上を促進することにあるとされる。障害と開発担当アドバイザーの具体的な活動としては、①世界銀行の様々な活動において、障害分野を主流化すること、②知識の共有、国際・国内・ローカルの「アクター」の間の調整、様々なパートナーシップを構築すること、③資金と専門スタッフを動員すること、の3つが掲げられている¹⁴。

ベースライン調査の実施や障害と開発担当アドバイザーの就任以降、世銀では障害の包含に向けた様々な活動が行われてきた。主な活動は、①「障害と開発」に関するグローバルパートナーシップ（GPDD）の設立（コラム参照）、②インターネットを通じた障害と開発に関する知識共有ウェブサイトの立ち上げ¹⁵、③2002年、2004年の世銀国際障害会議の開催¹⁶、④世銀の開発戦略への障害の包含に対する注意の喚起¹⁷、などである。

2005年に出された2つの文書によると、世界銀行の障害と開発チームの現在の最優先課題は、障害と貧困の関係性を把握するために不可欠とされる障害に係る質の高いデータの収集にある¹⁸。世銀では、現在データ収集に向け、世銀独自の取り組

¹³ 同調査報告書は、世銀に対して障害の包含に向けた具体的な提言を行っており、その後の世銀の障害分野での取り組みの方向性を決める上で重要な示唆を与えるものであった。Deborah Stienstra et. al. (2002)。

¹⁴ 世界銀行（発行年不明）

¹⁵ 世銀本部では、月に1～2回、障害と開発に取り組む人々を講師として招いて講義を開催し、講義内容を「障害に関する知識共有講義」と題する世銀のウェブサイトにて公開している。

¹⁶ 2001年ベースライン調査の提言に従い、2002年に世銀による初めての障害国際会議が開催された。さらに2004年には再度2002年の会議のフォローアップとしての障害国際会議が開催された。

¹⁷ 「貧困と障害」と題する世銀のウェブサイトにおいてPRSP、CAS、MDGsへの障害の包含について注意を喚起している。

¹⁸ World Bank (2005)、Daniel Mont (2005)、pp.9-10。

みを行う他、他の開発援助機関とパートナーシップを組んだ取り組みを行っている¹⁹。

また、世銀内部で障害者の視点をメインストリーム化し、障害者の価値ある人的資源を動員するために、世界銀行内部にあるバリアを除去していく試みも実施されている²⁰。

コラム2

障害と開発に係るグローバルパートナーシップ（GPDD）

GPDDは、貧困の撲滅とミレニアム開発目標の達成のためには、障害者の国内並びに国際社会の発展のプロセスへの参加が不可欠との認識に立ち、意識の向上と理解の促進、多様なパートナーとの協力関係の強化を通して、障害を持つ人々の疎外と貧困化と戦うことを最大の目標に結成されたパートナーシップである。2005年4月に出されたGPDDの「目的に関する宣言」では、開発途上国政府、二国間・多国間援助機関、国際・地域金融機関、国連機関、国際・国内障害当事者団体、国際・国内NGOs、財団、企業、など多様なパートナーが果たすべきそれぞれの役割について指針を示している。同時に出されたGPDDのコンセプトペーパーによると、GPDDは以上の目標の達成のため、2つのアプローチを組み合わせている。一つは、多数の利害関係者の間のインフォーマルなアライアンス（連携）であり、もう一つは複数のドナーの信託基金である。

GPDDのアライアンスは、多様な利害関係者のインフォーマルな連携によって成り立っている。多様な利害関係者は一連の目標と目的、協調された並列のプログラムについて合意をするが、法人格や特別なスタッフ、本部などは置か

¹⁹ 昨年12月には、統計の収集に取り組む開発援助機関を招集し、会議を開き、パートナーシップの強化に努めている。会議の成果を世界銀行研究所(WBI)発行のDevelopment Outreach誌にまとめている。WBI (2005)。また障害と開発チームが進めるプロジェクトとして、「障害と生活水準に関する量的調査の開発」や「インドネシアにおけるサービス提供と障害」などの調査プロジェクトが実施されている。WBI (2005)。

²⁰ 具体的には、①職員採用においてより多くの障害者を迎えられるように、障害者のネットワークに働きかけるとともに、面接が受けやすいように設備を整えること、②ワシントン本部並びに各国事務所のバリアを除去すること、③システムや生産品、サービスの利用可能性を評価、改善する、職場で働きやすいように適切な宿泊施設を提供することなどの実施が推進されている。

ない。GPDDの参加者は多様な活動をそれぞれに行い、それらをインターネットやテレビ会議を通じて共有する他、年に一回会議を開催する。その他、特定の国においては障害と開発のための国内コンソーシアムの育成を支援する。一連の会議において多様な参加者の代表性を確保するため、NGOsや開発途上国政府など資金の制約により会議などの場に参加が困難なパートナーが継続的に会議に参加できるように資金を持つパートナーは自己資金並びに信託基金を通して支援を行う。さらに、GPDDはテーマ別作業部会を設け、障害と開発に係る特定の課題に関する取り組みを行う他、10-12人から成る協調タスクフォースを結成し、アライアンス間の連携を強化する活動を行うこととなっている。

障害と開発のためのマルチドナー信託基金は、世界銀行を信託機関とし、複数のドナーの資金提供により、アライアンスの活動を支える他、GPDDの目標を達成するために行われるアライアンスパートナーの活動にも資金を提供することとなっている。

(GPDD “Declaration of Purpose”, “Concept Paper”, April 5, 2005より)

(2) アジア開発銀行 (ADB)

世界の障害者の3分の2が居住するといわれているアジア太平洋地域において開発援助活動を行うADBは、貧困削減を大目標に設定した1999年以後、障害と開発に係る様々な活動を実施してきており、2001年には障害者を含めた最も脆弱な人々のニーズに注意を喚起するための社会保護戦略が定められている。

ADBでは、1999年10月13-14日に「障害と開発」に関する初めてのワークショップを開催し、①政府の障害問題への認識の向上、②アジア開発銀行の貧困削減戦略への障害の組み込み、③コミュニティレベルにおける障害者の有意義な参加の保障、について提言がなされた²¹。提言を受けて、2000年には①各国に対する障害者の脆弱性と貧困状況についての注意喚起、②各国の障害に係る政策やプログラムの再検討と行動計画の土台づくり、③ADBや政府、障害当事者組織（DPOs）の間で議論するためのフォーラムづくり、を目的とした技術支援プロジェクトを開始した。技

²¹ ADB (1999)

術支援プロジェクトでは、カンボジア、インド、フィリピンを対象に障害と貧困削減の関係に関する調査研究を実施し、優先課題を明らかにし、10カ国の様々な利害関係者を招いて地域ワークショップを開催し、コンサルタントによるADBの既存の政策、ガイドライン、スタッフの指導の見直しの実施、及び地域戦略と障害と貧困に関するチェックリストを作成することが定められた²²。

2002年にはADB主催による障害と開発に関するアジア太平洋地域ワークショップが開催され、包含、参加、アクセス、質の4つのテーマ別に提言が出された²³。また、2005年に入り、カンボジア、インド、フィリピン、スリランカの4カ国について国別報告書が作成されると同時に、ADBの活動において障害を包含するためのチェックリストを提示した*Disability Brief: Identifying and Addressing the Needs of Disabled People*が発行された²⁴。今後はこうしたチェックリストを通して、障害の観点をADBの開発の取り組みにメインストリーム化させていくことが期待されている。

地域開発銀行としては、米州開発銀行（IDB）においても、地域内の障害に係わるデータ収集・分析を促進する活動が積極的に行われている他、地域内の障害の定義を統一する活動が行われている²⁵。

3-3. 二国間政府援助機関の取り組み

国際金融機関と並んで、二国間援助機関も障害分野の取り組みを開始している。いまだに発展途上段階といえる二国間援助機関の障害分野の活動における現在の課題は、障害者のエンパワメントに特化したプロジェクトを実施すると同時に、いか

²² ADB (2000)

²³ ADB (2002)

²⁴ *Disability Brief*では、障害を開発に計画的に包含するための手法として、知識(Knowledge)・包含(Inclusion)・参加(Participation)・アクセス(Access)を核とするKIPAと呼ばれるフレームワークを提示している。ADBでは、国別戦略やプロジェクトデザインにおいてKIPAを適用したチェックリストを設ける他、セクター別のチェックリストも開発している。ADB (2005)。

²⁵ IDBでは各国が持つ既存の障害に関するデータの分析を支援するとともに、ニカラグアとガテマラにおいて障害に関する新規調査を行っている。さらに収集・分析されたデータを基に、国別並びに小地域別報告書を作成し、ウェブサイトで公開している。

http://www.iadb.org/sds/SOC/publication/gen_6191_4114_e.htm

に政策レベルにおいて障害の観点をメインストリーム化させていくかという点にある。本節では、既に障害政策を策定し、様々な形で開発プロセスに障害者への配慮をメインストリーム化しているUSAIDと、既存の戦略をプラットフォームとし障害者への配慮のメインストリーム化に取り組んでいるDFIDの取り組みについて紹介する。

(1) USAIDの取り組み

USAIDは1997年に障害政策を策定し、障害政策を持つ数少ない援助機関の一つである。USAIDでは開発プロジェクトにおいて政策を実施しているほか、実施状況について毎年、評価・フォローし報告書を作成している²⁶。

USAIDの最近の特筆すべき活動は、開発における障害者の視点メインストリーム化の推進である。メインストリーム化に向けた最近の主な活動としては、－建設事業における障害者のためのアクセスビリティ基準の設定、－USAID職員の訓練、－援助並びに外交における障害者の代表性の確保、の3つがある²⁷。

① 建設事業における障害者のためのアクセスビリティ基準の設定

USAIDでは、2004年「USAID協力建設事業における障害者のためのアクセスビリティ基準」に関する政策を策定した。本政策は、直接契約業者並びに間接契約業者を含むUSAIDが資金援助するすべての活動は、「ユニバーサルデザイン」を志向し、一定のアクセスビリティ基準を満たさなければならないことを明記している²⁸。アクセスビリティ基準については、援助受入国のオーナーシップを尊重するため、その国が持つユニバーサルアクセス基準があれば、その基準を活用することを優先している。しかし、既存の基準がアメリカ障害者法（ADA）や建築物障壁法（ABA）アクセスビリティガイドラインと同等の基準を持たない場合、または受入国に規準がない場合、ADAやABAガイドラ

²⁶ USAIDの障害分野の取り組みについては久野(2003)に詳しい。

²⁷ Lloyd Feinberg and Rob Horvath (2005), p.15

²⁸ ここでの「ユニバーサルデザイン」とは、障害者を含むすべての人々にとって利用可能なデザインと定義される。したがって、障害者のための特別な施設をつくるのではなく、障害者が非障害者と同じ施設を利用することができる状態を目指したデザインのことである。Lloyd Feinberg and Rob Horvath (2005), p.15

インを基準とするとしている²⁹。

② USAID職員の訓練

USAIDでは、障害者をより良く開発プログラムに包含するため、職員の認識・手段・戦略を改善する目的で、2005年夏より職員向けのEラーニング・プラットフォームを開設し、どのように障害関連問題を自分の仕事に導入するかに関して訓練を行っている。

③ 援助並びに外交における障害の代表性の確保

障害と外交政策の一致にむけた取り組みも実施されている。アメリカ国務大臣と前USAIDアドミニストレーターが、障害者に関する連邦諮問委員会を設立し、アメリカの外交や支援の開発と実施において障害者の関心を代表する役割を果たしている³⁰。

(2) DFIDの取り組み

英国政府国際開発省（DFID）は、1997年以来、貧困削減を大目標に設定し、MDGs設定後のDFIDの最大の使命ともいえる2015年までの貧困の半減の達成のためにも、開発においてすべての脆弱な社会集団の人権を尊重し、彼ら自身の政策策定プロセスへの参加を奨励する包含的なアプローチを推進している。

DFIDの文書、「障害、貧困と開発」では、障害は貧困の原因であり、結果でもあるとの認識を示している³¹。障害者のニーズに応えるため、政策ではツイン・トラック・アプローチを採用することが明言されている³²。

DFIDが支援している「障害に関する知識と研究プログラム(KaR)」は、2004年にDFIDのそれまでの障害分野での活動を再検討し、「DFIDと障害：DFIDと障害問題

²⁹ 以上の基準を満たすことが困難な場合に関して、例外としてUSAIDは「棄権証書」を与え、政策の適用を免除することができる。しかし、「棄権証書」はプログラムやプロジェクト全体に与えられることはなく、あくまで特定の建設部分にケースバイケースで与えられる。また、USAIDは「棄権証書」の授与についての情報をウェブサイトで公開している。Lloyd Feinberg and Rob Horvath (2005), p.15

³⁰ Lloyd Feinberg and Rob Horvath (2005), p.15

³¹ DFID (2000)。

³² ツイン・トラック・アプローチについては久野研二(2003)に詳しい。

コラム 3

パートナーシップ・プログラム合意(PPAs)

PPAは、イギリスに拠点のあり、国際開発における実績が証明されている国際NGOsを対象に長期的な資金協力を行うプログラムである。現在、15の国際NGOsを支援しているが、そのうち障害に特化した活動を支援するプログラムとして、DFIDとAction on Disability in Development (ADD) が2002年に結んだパートナーシップ・プログラムがある。ADDは、南の障害者向けのサービスではなく、南の障害当事者団体 (DPOs) への能力開発と支援を行うユニークなNGOsである。ADD自身は障害当事者団体ではないが、職員の半数は障害当事者で構成されている。ADDとのPPAの目的は「障害者の機会と人権の平等を確保並びに障害者の社会への貢献を最大限にすることを通して貧困の削減に貢献すること」にある。ADDは草の根レベルにおいて自助組織を組織する活動を行う一方で、国家レベル並びに国際レベルでは障害者運動の支援や障害問題の人権の側面に注意を喚起する運動を促進する活動を行っている。ADDの活動の成果として、①ガーナにおける障害政策の策定、②マリにおける障害者の雇用権や公共施設へのアクセスの確保を含む法律の立法など数多くの成果が報告されている。(Disability Knowledge and Research、2004年より)

の概要」と題する報告書を作成している。同報告書によると、DFIDはNGOsとの協力関係を通して障害分野の活動に取り組んでいるが、メインストリーム化はいまだ達成されず、多くの課題があると指摘している³³。DFIDはメインストリーム化のプラットフォームとして、社会的排除に関する取り組みと2004年に導入した多様性戦略(Diversity Strategy)を活用しようとしている³⁴。

³³ DFID (2004), pp.6-7

³⁴ 多様性戦略では、より多様な労働力を包含できる環境が活動の改善につながるとの認識の下に作成されている。多様性戦略はDFID内部にも取り入れられ、今後3年間に、より多くの障害者を、より高いレベルにリクルートし、より開放された包含的な文化を発展させることを宣言しているPhilip Thomas (2005), p.31

DFIDの障害分野の活動の多くは、「市民社会挑戦基金」や「パートナーシップ・プログラム合意」を通して市民社会組織との協力関係を結び実施されている。ここでは、「パートナーシップ・プログラム合意」を通じた取り組みを紹介する。

3-4 まとめ：「障害と開発」の動向

開発の分野における障害への取り組みは、「古くて新しい」課題といえる。国連主要機関並びに国連専門機関においては、障害分野は長い間課題とされてきており、様々な活動が行われてきた。国連機関による活動は、現在の開発における障害への取り組み方を先導する動きであったといえよう。

一方で、最近の動向には3つの特徴がある。1つは、開発の文脈で障害に取り組むアクターの多様化である。本節で記述したように、特に1990年代後半以降、国際金融機関並びに二国間援助機関が障害分野での活動の政策、指針などを出し、活動を開始している。こうしたアクターの多様化により、今後開発の文脈で障害に取り組む活動の規模は、増大していくと考えられる。2つ目の特徴は、開発における障害者への配慮のメインストリーム化という新しい課題に取り組み始めたということにある。新しく障害分野の活動に参入した機関は、いずれも少なからず一障害者のエンパワメントに特化した活動と一それぞれの活動の主要な政策の中への障害問題の取り込みを行う、「ツイン・トラック・アプローチ」を導入している。「ツイン・トラック・アプローチ」の採用は、障害の問題が障害者を取り巻く環境の問題として捉える障害の「社会モデル」が国際社会並びに各援助機関にきちんと認識されるようになったことを表していると考えられる。2001年のWHOによるICFの採用からもうこうした動きをうかがい知ることができる。

最近の動向として最も重要な動きといえる3つ目の特徴は、障害当事者の政策策定並びにプロジェクトのあらゆるプロセスへの参画していることにある。「Nothing about us without us」という国際障害当事者組織のディスアビリティ・インターナショナル（DPI）が掲げたスローガンがあらわすとおり、障害当事者の参画なしに、障害問題に取り組むことはできないという意識が、開発の文脈でも常識として広まりつつある。本節でも紹介した世界銀行の障害と開発担当官への障害当事者の登用、DFIDによる障害当事者団体とのパートナーシップ・プログラム、UNESCO

における障害者のためのフラッグシップにおける障害当事者の参画などは、障害当事者がプロジェクトのすべてのプロセスに参加するプロジェクトとして注目される取り組みであるといえる。また、障害当事者主導の開発が進められる背景として、障害への取り組みにおけるモデルが「社会モデル」から「人権モデル」への転換に向けた動きがある。こうした動きを象徴する出来事として、現在進められている国連障害者の権利条約の策定を挙げることができよう。障害当事者が主導する取り組みは、いずれも国連機関並びに開発援助機関とNGOs、特にDPOsが協力関係を築くことを通して実現されている。今後、障害当事者が効果的に開発プロセスに参加する手段として、DPOsの結成並びに能力強化、NGOsの能力強化が急務であるといえる。

以上のような開発における障害分野の新しい取り組みは、まだ始まったばかりであり、国際社会における定式化されたアプローチはまだ確立していない。しかし、最近の潮流として、人権に基づいたアプローチの重視されていること、障害当事者自身の能力強化並びにイニシアティブを重視していることは、「人間の安全保障」の概念が障害分野の活動に重要な観点となりつつあることを示すものとして捉えることができる。「人間の安全保障委員会」の共同議長を務めたアマルティア・セン氏は、2004年に開催されたWB国際障害会議の基調演説の中で、社会的倫理、特に正義、に関する既存の理論が、障害者の視点を無視しつづけてきたことを批判し、社会的不平等の判断として人々の実際のケイパビリティに着目すべきであることを指摘している。ケイパビリティは、障害者への合理的配慮を平等の要素と捉える見方であり、また「人間の安全保障」概念の基盤となる概念でもある。

障害の分野は、国際社会における動きが、特に障害当事者の結束した活動により、国内社会における変革を先導してきた経緯がある。本節で取り上げた各機関並びに他の援助機関が、障害当事者と協力して、開発の中でいかに障害に取り組んでいくかは、今後の障害問題の解決に向けた動きとして注目されるべきであろう。

(日本語文献)

久野研二・David Seddon、2003年、『開発における障害（者）分野のTwin-Track Approachの実現に向けて：「開発の障害分析」とCommunity-Based Rehabilitation: CBR』の現状と課題、そして効果的な実践についての考察』、国際協力事業団、国際協力総合研修所
世界銀行、発行年不明、「障害と開発」パンフレット

(外国語文献)

ADB 2005. *Disability Brief: Identifying and Addressing the Needs of Disabled People*. Manila: the Asia Development Bank.

ADB 2002. People with Disability Need Stronger Voice, Better Access, Urges ADB Workshop. News Release: No.181/02

<http://www.adb.org/Documents/News/2002/nr2002181.asp>

ADB 2000. *TECHNICAL ASSISTANCE FOR IDENTIFYING DISABILITY ISSUES RELATED TO POVERTY REDUCTION*. Manila: the Asia Development Bank.

Daniel Mont 2005. Research is Key to Moving Disability up the Economic Development Agenda. *Development Outreach*. Vol.7. No.3. Washington: World Bank Institute.

Deborah Stienstra, Yutta Fricke, April D'Aubin and Research Team 2002. *Baseline Assessment: Inclusion and Disability in World Bank Activities*. Manitoba Canadian Center on Disability Studies

DFID 2000. *Disability, poverty and development*. London: Department for International Development.

Disability Knowledge and Research 2004. "Mapping DFID and disability." *Disability KaR Report*. Issue 2. Summer.

FAO RAP 2003 *A handbook for training of disabled on rural enterprise development*. RAP publication: 2003/09. Bangkok: Food and Agriculture Organization of the United Nations, Regional Office for Asia and the Pacific.

GPDD Cordination Task Force 2005. "Concept Paper" Global Partnership for Disability and Development. <http://siteresources.worldbank.org/DISABILITY/Resources/News---Events/GPDD/Conceptpaper--final.doc>

GPDD 2005. Declaration of Purpose.

<http://siteresources.worldbank.org/DISABILITY/Resources/News---Events/GPDD/DeclarationFinal2005.doc>

ILO 2005. *ILO Publications on Disability*. Geneva: International Labour Office.

ILO 2002. *The ILO Code of Practice on Managing Disability in the Workplace*. Geneva: International Labour Office

James D. Wolfensohn 2005. "Greater equity for disabled people." *Development Outreach*. Vol.7. No.3. Washington: World Bank Institute.

John Lawrence 2004. "Conceptual Paper." *The Right to Education for Persons with Disabilities: Towards Inclusion*. AN EFA Flagship.

<http://unesdoc.unesco.org/images/0013/001378/137873e.pdf>

Kenneth Eklindh 2005. "Towards Inclusion: Education for Persons with Disabilities." *Development Outreach*. Vol.7. No.3. Washington: World Bank Institute.

Lloyd Feinberg and Rob Horvath 2005. "Access for All: USAID's Commitment to Accessible Programs." *Development Outreach*. Vol.7. No.3. Washington: World Bank Institute.

Lorna Jean Edmonds 2005. *Disabled People and Development*. Manila: the Asia Development Bank

Philippa Thomas 2005. "An Inclusive Approach to Development: The UK and Disability." *Development Outreach*. Vol.7. No.3. Washington: World Bank Institute.

Philippa Thomas 2004. *DFID AND DISABILITY: A Mapping of the Department for International Development and Disability Issues*. London: Disability Knowledge and Research.

USAID 2004. *USAID Policy on Standards for Accessibility for the Disabled in USAID-Financed Construction*.

http://www.usaid.gov/about/disability/finaced_construction.html

USAID 2003. *Third Report on the Implementation of the USAID Disability Policy*. Washington: U.S. Agency for International Development

USAID 1997. *USAID Disability Policy Paper*.

<http://www.usaid.gov/about/disability/DISABPOL.FIN.html>

UNESCO 2005. *Guidelines for Inclusion: Ensuring Access to Education for All*. Paris: UNESCO

UNESCO 2003. *Overcoming Exclusion through Inclusive Approaches: A Challenge & A Vision*. Conceptual Paper. Paris: UNESCO.

ILO, WHO and UNESCO 2004. *Community-Based Rehabilitation: A Strategy for Rehabilitation, Equalization of Opportunities, Poverty Reduction and Social Inclusion of People with Disabilities*.

Joint Position Paper 2004. Geneva: World Health Organization.

WB 2005. DISABILITY AND DEVELOPMENT AND THE WORLD BANK: a Briefing Summary on February 2, 2005.

http://siteresources.worldbank.org/DISABILITY/Resources/Overview/DD_and_WB_Briefing_Summary.doc

WBI 2005. Development Outreach. Washington, DC: World Bank Institute.

WHO 2005a. Disability, including prevention, management and rehabilitation: Report by the Secretariat. A58/17

WHO 2005b. Disability, including prevention, management and rehabilitation. WHA58.23